

## 赤磐市空き家改修費補助金の概要

赤磐市空き家情報バンク制度の登録物件を購入又は賃借した岡山県外からの移住者に対して、空き家改修費補助金を交付します。

### ◆補助金の交付を受けるにあたって必要な条件

- ① 申請日前3年以上岡山県外に住所を有し、本市へ移住しようとする者又は本市に住所を有する者のうち、岡山県内に住所を移す日前3年以上岡山県外に住所を有し、岡山県内に住所を移した日から申請日時時点で1年を経過していない者であること。
- ② 赤磐市空き家情報バンクに登録されている賃貸物件又は売買物件であること。
- ③ 補助対象者が賃貸借契約又は売買契約を締結した物件であること。
- ④ 工事後の物件に3年以上居住すること。
- ⑤ 2親等以内の親族の所有する物件への移住でないこと。
- ⑥ 市町村民税に滞納がないこと。
- ⑦ 暴力団員等（赤磐市暴力団排除条例（平成23年赤磐市条例第18号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。）でないこと。
- ⑧ 補助金の交付決定を受けた年度内に工事を完了し、実績報告に係る書類等を提出できること。

### ◆補助金の額

補助対象工事費の1/2、上限100万円

### ◆補助金の交付対象となる工事

台所、トイレ、浴室、内装（壁面のクロス等）、屋根、雨樋その他家屋部分を改修するもの。  
冷暖房設備、ガス又はIHコンロ等の調理機器及び照明器具のうち、建物と一体となるものの購入設置（容易に取外しできるものの購入は対象外、設置工事は対象）

インターネット環境整備に係る工事費（ルーター・端末機器の備品は対象外）

残存の仏壇、家財道具等の撤去処分

※ガラスの入替えその他簡易な改修又は台所、トイレ若しくは浴室に係る設備の設置は除く。

### ◆申請手続きの流れ

1. 申請書類を提出してください。 ※必ず工事の着手前に交付決定を受けてください。

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②補助対象者の住民票、戸籍の附票の写し
- ③補助対象住宅の売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- ④補助対象者の市町村民税に滞納がないことを証明できる書類
- ⑤補助対象工事費が確認できる書類の写し（内訳を含む）

裏面をご確認ください。

- ⑥補助対象工事を実施する予定箇所の位置及び補助対象工事を実施する予定内容の詳細が分かる書類の写し
- ⑦補助対象予定箇所の現況写真
- ⑧補助対象住宅の改修等に関する承諾書の写し（売買契約の場合を除く。）

2. 市で審査し、交付決定／不交付決定通知書を送付します。（実地調査をすることがあります。）  
交付決定された後、工事に着手してください。

3. 工事完了後、速やかに報告書類を提出してください。

- ①補助金実績報告書（様式第5号）
- ②入居者の住民票の写し
- ③補助対象工事費の支払いが確認できる書類の写し
- ④補助対象工事を実施した箇所の位置及び補助対象工事を実施した内容の詳細が分かる書類の写し
- ⑤完成後の写真

4. 市で審査し、補助金の額を確定、通知します。（実地調査をすることがあります。）

5. 補助金交付請求書（様式第7号）提出後、1か月程度で指定口座に補助金を振込みます。

※補助対象工事の内容を変更、又は中止しようとする際は補助金変更等申請書（様式第3号）により申請してください。

#### ◆添付書類

- ・赤磐市空き家改修費補助金交付要綱
- ・補助金交付申請書（様式第1号）

## 住宅ローン【フラット35】地域連携型について

赤磐市は、平成31年1月22日に住宅金融支援機構と協定を締結し、【フラット35】地域連携型の利用が可能となりました。

この赤磐市空き家改修費補助金を受けて住宅を取得する方で一定の要件を満たす方が、住宅ローン【フラット35】を利用する場合に、金利の優遇措置（当初5年間の金利を0.25%引き下げ）を受けることができるものです。

この【フラット35】の優遇措置の利用に際しては、赤磐市に「【フラット35】地域連携型利用申請書」を提出していただき、市から「利用対象証明書」の交付を受けた後に、「利用対象証明書」を借入れ契約前に金融機関に提出していただく必要があります。

制度の詳しい内容については、右のQRコードからご覧ください。

